

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱

制定23食産第4049号
平成24年4月20日
農林水産事務次官依命通知

改正 平成25年2月26日 24食産第5339号
改正 平成25年5月16日 25食産第357号
改正 平成26年2月6日 25食産第4144号
改正 平成26年4月1日 25食産第4492号
改正 平成27年2月3日 26食産第3801号

第1 趣旨

世界的な人口増加や経済成長、地球温暖化等の進展により、我が国における食料を含めた各種資源の調達が将来的に不安定化するリスクが高まっている一方で、我が国の農林水産業の活力は著しく低下し、農山漁村地域の維持・存続も危ぶまれている状況にある。

このような状況に対応するためには、農林水産業と2次産業・3次産業とを融合・連携させることにより、農林水産業・農山漁村の有する農林水産物その他の「資源」を食品産業をはじめとする様々な産業と連携して利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスの展開や新産業を創出する「農山漁村の6次産業化」を推進することが重要である。

農山漁村6次産業化対策事業は、この「農山漁村の6次産業化」に資する施策を一体的かつ総合的に推進することとする。

第2 目的

農山漁村の6次産業化に向けた取組を推進し、新たな市場・付加価値を創出するとともに、農山漁村地域の雇用の確保と農林漁業者の所得向上を推進することを目的とする。

第3 事業の種類等

農山漁村6次産業化対策事業において実施する事業の種類及び内容並びに事業実施主体は、別表1に掲げるとおりとする。

第4 事業の実施

1 事業の採択等

採択基準については、食料産業局長、生産局長又は農村振興局長（以下「食料産業局長等」という。）が別に定める。

なお、農山漁村6次産業化対策整備事業（以下「整備事業」という。）の実施に当たって事業実施主体が設定する成果目標の内容並びに達成すべき成果目標の基準及び目標年度（以下「成果目標等」という。）については、食料産業局長が別に定めるところによる。

2 費用対効果分析

事業実施主体は、整備事業を実施するに当たっては、投資に対する効果が適正かどうかを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効果等を十分に検討するとともに、整備する施設等の費用対効果分析については、食料産業局長が別に定める手法を用いて費用対効果分析を行うものとする。

第5 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、別表2の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者（以下「事業承認者」という。）に提出して、その承認を受けるものとする。

なお、第4の1により事業実施主体が設定する成果目標等については、事業実施計画に記載するものとする。

2 事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止

事業実施計画の変更（食料産業局長等が別に定める重要なものに限る。）又は中止若しくは廃止については、1に準じて行うものとする。

第6 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、農山漁村6次産業化対策事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

第7 報告

事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を承認した事業承認者に対し、事業の実施状況等を報告するものとする。

第8 事業の評価

整備事業の事業実施主体は、事業実施計画で設定した成果目標等の達成状況及び施設等の利用状況について、食料産業局長が別に定めるところにより、事業評価を行い、当該事業の事業実施計画を承認した事業承認者に報告するものとする。

第9 収益納付

1 事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、当該事業の実施に伴う企業化等による収益の状況を報告するものとする。

2 国は、1の報告を受けた場合において、当該事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認めるときは、食料産業局長等が別に定めるところにより、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対し、納付を命ずることができるものとする。

第10 その他

1 国は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

2 事業の実施に当たっては、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るために「男女共同参画推進指針」（平成11年11月1日付け11農産第6825号経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく対策の着実な推進に配慮するものとする。

3 農山漁村6次産業化対策事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、食料産業局長等が別に定めるところによるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月20日から施行する。

2 農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21総合第2074号農林水産事務次官依命通知）、小水力等農業水利施設利活用促進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振2310号農村振興局長通知）及びソフトセルロース利活用技術確立事業実施要綱（平成23年4月1日付け

- 2 2環第288号農林水産事務次官依命通知)は廃止する。
- 3 2に掲げる通知により平成23年度までに実施した事業については、なお、従前の例による。
- 4 農村振興再生可能エネルギー導入支援事業実施要綱の制定について(平成22年4月1日付け21農振第2499号農林水産事務次官依命通知)による廃止前の低炭素むらづくりモデル支援事業実施要綱(平成21年4月1日付け20農振第2141号)に基づき採択された地区については、本要綱に基づき小水力等農村地域資源利活用促進事業のうち低炭素むらづくりモデル支援事業として採択されたものとみなして、同地区をモデル地区事業として実施することができる。

附 則

この要綱は、平成25年2月26日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年5月16日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年2月6日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年2月3日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

別表1 (第3関係)

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
<p>I 農山漁村 6次産業化 対策事業</p> <p>1 農山漁村 の所得増大 対策</p> <p>(1) 6次産業 化サポー ト事業</p> <p>(2) 6次産業 化ネット ワーク活 動推進事 業</p> <p>(3) 医福食農 連携推進 環境整備 事業</p>	<p>6次産業化に取り組む農林漁業者等を全国的な視点で支援するため、6次産業化中央サポートセンターを設置し、高い専門性が必要で都道府県では対応が困難な取組や都道府県域を越える広域的な取組を行う農林漁業者等の各種相談等に対応する民間の専門家の選定、登録、派遣を行うとともに、このような民間の専門家の人材育成や農林漁業者等が開発した新商品等の販路開拓につながる全国段階での商談会・フェアの開催、6次産業化の推進に関する調査、食品産業技術の分野における技術開発の課題解決等を行う。</p> <p>県域を越える広域で多様な事業者が連携し、ネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓等の取組を支援する。</p> <p>1 医福食農連携コンソーシアム整備支援 医福食農連携に関するコンソーシアムの形成、食と健康に係る科学的知見の集積等のため(1)から(3)までの取組全てを行う。</p> <p>(1) 食品等の有効成分とその受容体の解明研究 摂取した食事と体内での代謝に関する解析を行い、機能性成分の分析と検証を実施する。また、その実施に向けた検討会等を開催する。</p> <p>(2) 健康長寿延伸のための医療情報・食習慣調査 特定の集団(コホート)を対象とし、食事摂取状況と血液サンプルの分析等を組み入れた健康状態に関するフィールドでの調査を実施する。また、その実施に向けた検討会等を開催する。</p> <p>(3) データベース構築、ITプラットフォーム開発 (1)及び(2)で得られたデータを含む食事・食品の科学的エビデンス、消費者の商品購買情報、健康状態等のデータを蓄積・分析するためのデータベース等の開発を実施する。また、その実施に向けた検討会等を開催する。</p> <p>2 医福食農連携バリューチェーン構築支援 地域段階で農林漁業者、医療関係者、食品関連事業者、消費者や学校等の異業種が連携し、地域の農産物を活用した健康レシピメニューの作成及び地域において食と健康に関する説明会や健康レシピメニュー等の広報普及など地域の健康意識の向上及び地元農産物等の消費拡大を図るため(1)から(3)までの取組全てを行う。</p>	<p>1 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p> <p>2 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p> <p>3 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>

- (1) 地域協議会を設立・運営
事業説明会の開催等の事業の計画書及び報告書を作成する。
- (2) 広報普及
医療関係者、管理栄養士の監修の下、健康レシピメニュー集の作成、ホームページ及びパンフレットを作成する。
- (3) 説明会の開催
食品関連事業者や消費者などを対象に医福食農連携の認知度向上及び健康レシピメニューの紹介等の事業取組状況説明会を開催する。

3 介護食品普及支援

- (1) 介護食品の認知度向上に向けた取組
介護食品を広く国民に普及させるため、学識経験者等によるシンポジウムを開催し、介護食品の認知度の向上に向けた取組を行う。
- (2) 地域の関係者が連携した配食サービス等の食支援の取組
介護食品を利用する者の身体機能にあった配食サービス等の介護食品の提供方法を検討するため、食品事業者と栄養士や医師及び地方自治体などが連携した商品開発や配食サービス等を行う実証事業を行う。

2 農林水産物・食品の輸出対策

(1) 輸出総合サポートプロジェクト事業

1 事業者サポート

- (1) 輸出セミナー及び商談スキル向上研修の開催
国産農林水産物水産物・食品の輸出に関心のある農林漁業者等を対象として、日本食品の輸出に関する専門家を講師とするセミナー及び商談スキル向上研修を全国各地で開催し、日本食品の輸出に係るノウハウを提供する。
また、海外市場の動向を把握するための情報収集を行う。
- (2) 輸出プロモーターの設置
国産農林水産物・食品の輸出に大きな可能性を有する事業者を全国から発掘し、個別の相談に具体的に応じるほか、海外バイヤー等に向けた日本産農林水産物・食品の宣伝活動を行うなどにより、個々の課題の解決を支援し、有望な輸出事業者を育成するため、輸出プロモーターを設置する。
また、輸出プロモーターを通じて、輸出に取り組む事業者に対して情報提供を行う。
- (3) 海外プロモーターの設置
海外における我が国からの農林水産物等の輸出に大きく貢献する可能性を有する海外バイヤーの発掘及び輸出に取り組む農林漁業者等への情報提供等のため、海外プロモーターを設置する。
- (4) 課題別専門家の設置
日本国内の輸出に取り組む事業者にとっての課題となっているハラール（イスラム圏）、ベジフード、健康食品等の国ごとに異なる規制や市場ごとの需要にきめ細かく対応するため、課題別専門家を設置する。
- (5) テストマーケティングの実施
新興市場の開拓に向けて、農林水産物等の輸出に繋がる現地情報の収集を目的としたテストマーケティングを実施する。

4 独立行政法人日本貿易振興機構

2 国内商談会の開催

海外への販路の確保・拡大に取り組む農林漁業者等と国内外の有望なバイヤーとの商談会を全国各地で開催する。

開催に当たっては、国内参加者及びバイヤーへの事前の情報提供等を行うとともに、商談会開催後は、国内外のネットワークを活かし、商談会に参加した農林漁業者等に対し、商談成約に向けたフォローアップを行う。

3 海外でのマッチング商談会の開催

輸出志向のある農林漁業者等と現地流通事業者との商談会を海外において開催し、商談会参加者の募集、事前の情報収集、商談会の運営、商談会開催後の参加者へのフォローアップを行う。

4 海外見本市への出展

海外における国産農林水産物・食品の商流の構築と効果的な普及を図るため、海外で開催される有望な国際見本市へジャパンパビリオンを出展するとともに、見本市後の出品者への継続的なフォローアップを行う。

5 緊急輸出対策

規制の更なる緩和を見越し、緊急に香港、台湾等の価格形成構造等の実態を調査するとともに、輸出に取り組む事業者に対しマーケットセミナーを実施する。

また、香港、台湾等が輸入を規制している都県に現地のバイヤー等を招へいすることや、現地でプロ向けセミナーを開催することで、日本産農林水産物の安全・安心をPRする。

(2) 食品産業グローバル展開インフラ整備事業

1 グローバル展開のための人材確保事業

日系食品関連産業の事業者に対し、グローバル人材の育成を目的とした国内研修会を開催するとともに、日系食品関連産業の現地法人への経営指導等に対応するため、食品に関する豊富な専門知識や経験を持つ人材を確保・活用する仕組みを構築する。

2 業種連携によるフードシステムの構築事業

海外展開の潜在力は大きいものの、バリューチェーンの分断により、これまで単独での海外展開が困難だった食品関連産業に対し、同業種あるいは製造・流通・外食等が連携し、海外でのバリューチェーンを構築するフードシステムでの海外展開を支援する。

(3) 輸出に取り組む事業者向け対策事業

農林水産省において策定した農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略（以下「輸出戦略」という。）に沿って、次の1から3までのいずれか又は複数の取組を実施する。

1 ジャパン・ブランドの確立に向けた取組

輸出戦略に掲げる品目について、全国団体等国内の主要な輸出産地、食品事業者を相当程度取りまとめる団体等が、当該品目のジャパン・ブランド確立を目的として、産地間調整や海外市場でのマーケティング調査、日本産食品の安全性や魅力等について海外で広く紹介するセミナーの開催等の取組を実施する。

2 産地が連携した輸出振興体制の構築を図る取組への支援

輸出戦略に掲げる品目について、品目別に国内の主要な輸

5 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体

6 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体

	<p>出産地、関係事業者等を取りまとめる団体や、地方農政局等の管轄区域に準ずる規模において、当該品目を取りまとめる団体等が、通年又は長期安定供給体制の構築を図るため、国内での各種検討会の開催及び海外市場調査、産地間連携による共同輸送及びテスト販売の取組を実施する。</p> <p>3 輸出戦略に沿った産地等の取組への支援 輸出戦略に掲げる品目について、農林水産物・食品の輸出に取り組む農林漁業者や食品事業者の組織する団体等が、当該品目の輸出拡大に向けて明確な目標を設定し、相手国の検疫条件への対応等の輸出環境整備や先進的輸送技術による最適輸出モデルの開発・実証等の取組を実施する。</p>	
(4) 米輸出特別支援事業	<p>コメ・コメ関連食品の輸出促進に向けた緊急の環境整備を通じて、我が国コメ・コメ関連食品の需要拡大を図るため、全国団体等国内の主要な輸出産地、食品事業者を相当程度取りまとめる団体等が、次の1の取組に加え2から4までの取組のうち少なくとも1つの取組を実施する。</p> <p>1 統一的なプロモーション戦略の策定 オールジャパンでコメ・コメ関連食品の輸出拡大の取組を行うに当たっての統一的なプロモーション戦略を策定する。</p> <p>2 広報資材作成・広告宣伝 統一的なプロモーション戦略に基づき、日本産のコメ・コメ関連食品の共通ロゴマークやPRコンテンツの作成、幅広い消費者に対する宣伝等を実施する。</p> <p>3 プロモーション活動 統一的なプロモーション戦略に基づき、戦略的・実験的に実施するコメ・コメ関連食品の販売促進やフェア等のテストマーケティングの活動等を実施する。</p> <p>4 海外マーケティング調査 統一的なプロモーション戦略に基づき、日本産米の競合品となる他国産米の流通状況や商慣習、消費形態などコメ・コメ関連食品の市場行動に関するデータの収集・分析等を実施する。</p>	7 生産局長が別に定める者から公募により選定された団体
(5) 畜産物輸出特別支援事業	<p>畜産物の輸出促進に向けた緊急の環境整備を通じて、国産畜産物の需要拡大を図るため、全国団体等国内の主要な輸出産地、食品事業者を相当程度取りまとめる団体等が、生産局長が別に定める事項に従い、次の取組を実施する。</p> <p>1 国内における輸出促進体制・環境整備 生産者、加工業者、販売業者等が参画する国産畜産物の戦略的な輸出に取り組む輸出促進協議会の活動、畜産物ごとの共通ロゴマークの作成・登録、英語による和牛品質情報等の提供、商品ラベルの輸出先国言語への翻訳等の取組を実施する。</p> <p>2 輸出先国における環境整備 輸出先国におけるプロモーション活動等を行う共同事務所の開設や畜産物加工用機材等を整備する取組を実施する。</p> <p>3 国内や輸出先国における調査・検証</p>	8 生産局長が別に定める者から公募により選定された団体

	<p>輸出先国における市場・流通等関連調査、試行的輸出、流通経路や販売戦略等の検討・検証の取組を実施する。</p> <p>日本食・食文化の一層の理解深化と日本産農林水産物・食品の輸出促進に向けて行う以下の1から5に掲げる全ての事業を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 海外の料理学校等を活用した日本食・食文化等の普及事業 日本食・食文化の魅力及びその調理法を一般消費者等に広めるため、海外教育機関等と連携した日本食講座等の開設、カリキュラム・テキストの作成、講師派遣等を実施する。 2 海外のシェフ等を活用した日本食・食文化等の普及事業 海外の著名なシェフ・ソムリエや外食事業者等を日本国内に招聘し、これら招聘者を対象に、地域の生産者の取組紹介や日本食・食文化の魅力の理解深化に資するセミナー等を開催する。 3 日本食レストランウィーク実施事業 海外の主要都市において、複数の日本食レストラン等が連携して、一般消費者に対する日本食・食文化の魅力を伝えるパネルディスカッションや日本食材の輸出促進につながる料理の提供等の取組を、複数組み合わせる。 また、海外の主要都市において、日本食・日本食材を紹介するための情報発信や日本食材を活用しているレストランマップを作成する。 4 百貨店等における料理、日本産食材等の紹介デモ等実施事業 海外の主要都市の百貨店等において、一般消費者を対象とした日本食・食文化及び日本食材の魅力を伝える料理デモンストラーション、日本産食材を活用した料理レシピコンテスト、セミナー、試食・試飲会等を開催する。 5 海外の外食事業者等への先進的取組事例発信事業 海外の外食事業者団体等が主催する見本市等に、輸出に意欲のある国内の先進的な生産者や食品事業者等を展覧させ、日本国内の先進的な取組事例を海外の業界関係者やメディア関係者等へ発信するとともに、出展者の商談をサポートする取組等を実施する。 	<p>9 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>
<p>3 再生可能エネルギーの導入促進</p> <p>(1) 農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業 農林漁業者等が主導して行う農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー発電事業の取組について、発電事業に意欲を有する農林漁業者等が行う事業構想の作成、導入可能性調査、地域の合意形成、事業体の立ち上げ、資金計画の作成等運転開始に至るまでに必要な取組を支援する。 2 農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化サポート事業 再生可能エネルギー発電事業の事例の収集・分析・紹介、技術・法令・制度等を習得するための研修会の実施、資金計画や事業者等との折衝への助言など発電事業の構想から運転 	<p>10 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>

	開始に至るまでに必要なサポート、課題の克服方法等の共有を図るためのワークショップの開催等を通じ、再生可能エネルギーを活用して農山漁村の活性化に取り組もうとする者にとっての共通のプラットフォームの構築を支援する。	
(2) 小水力等再生可能エネルギー導入推進事業		
i 小水力等農村地域資源利活用促進事業	農村地域における再生可能エネルギー供給施設の導入に当たって必要となるマスタープラン策定、調査設計や協議調整等を支援し、農村地域における再生可能エネルギーの円滑な導入に資するものとする。	11 農村振興局長が別に定める者から選定された団体
ii 小水力等発電導入技術力向上中央研修事業	農業水利施設を活用した小水力等発電導入の取組を推進するため、地方における指導者や高度な専門技術者の育成等の取組を支援する。	12 農村振興局長が別に定める者から公募により選定された団体
iii 小水力等発電導入技術力向上地方研修事業	農業水利施設を活用した小水力等発電導入に係る土地改良区等の技術力向上のための研修会や専門技術者派遣による現地指導の取組を支援する。	13 農村振興局長が別に定める者から選定された団体
iv 省エネ型集落排水施設実証事業	更新整備地区における省エネルギー技術の導入による効果の実証及びこれらの取組に関する情報の発信等を支援することにより、農業集落排水施設の効率的な更新整備技術の確立に資するものとする。	14 農村振興局長が別に定める者から公募により選定された団体
(3) バイオ燃料生産拠点確立事業	国産バイオ燃料の生産拠点を確立するための課題（原料調達が多様化、温室効果ガス排出量の削減、製造コストの削減、副産物利用の多用途化等）を早急に克服するために必要となる技術実証及び地域協議会の運営を支援する。	15 食料産業局長が別に定める者から選定された団体
(4) 地域バイオマス産業化支援事業	<p>1 地域段階 地域のバイオマスを活用した産業化と、バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまちづくり・むらづくり（バイオマス産業都市）を推進するための構想の策定を行う。</p> <p>2 全国段階 地域段階の取組を効果的に進めるために、事業可能性調査、計画づくり支援、経理管理指導等、連絡協議会の運営、シンポジウムの開催等を行う。</p>	16 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
(5) 食品ロス削減等総合対策事業	<p>1 食品ロス削減国民運動の展開事業</p> <p>(1) サプライチェーン上の商慣習の見直し事業 サプライチェーン上の納品期限や販売期限、日配品のリードタイムなどの商慣習等の見直しに向け、検討会及び普及啓発等を行う。</p> <p>(2) フードバンク活動等の推進事業 フードバンク活動の支援、外食におけるドギーバッグ普</p>	17 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体

	<p>及の推進又は小売における過剰包装の削減を推進するため、検討会等を行う。</p> <p>2 新たな食品リサイクルループの構築事業</p> <p>(1) エネルギー化と肥料化の食品リサイクルループ構築事業 食品廃棄物のメタン化による再生可能エネルギー創出と農産物の高付加価値化を同時に推進する新たな食品リサイクルループを構築するため、検討会、実証試験等を行う。</p> <p>(2) 高品質肥料認証制度構築事業 完熟堆肥など、農家等が安心して使用できる食品廃棄物由来の高品質な肥料の認証制度を構築するため、検討会及び試験研究等を行う。</p> <p>3 食品産業の地球温暖化・省エネルギー対策促進事業 食品産業における地球温暖化・省エネルギー対策を推進するため、検討会及び研修会等を行う。</p>	
<p>4 食品産業の強化</p>		
<p>(1) 食品の品質管理体制強化対策事業</p>	<p>食品製造事業者の衛生・品質管理体制の強化を図るため、国内の食品製造事業者を対象とした高度化基盤整備の徹底やHACCP導入促進のための研修会の開催、消費者の理解促進のための消費者セミナーの開催等を行う。また、輸出促進のため、海外の取引先が求める衛生・品質管理水準に即した助言・指導や研修会を行う。</p>	<p>18 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>
<p>(2) 食料品バリューチェーン構築支援事業</p>	<p>1 バリューチェーン新展開構築事業 テーマ別のバリューチェーン構築の優良な取組事例を調査・分析し、体系的に整理するとともに株式会社農林漁業成長産業化支援機構による支援等の関連する促進方策を取りまとめる推進協議会を開催する。また、優良な取組事例や当該促進方策の普及啓発資料を作成し、食品関連事業者向けの研修会等を行う。</p> <p>2 流通過程情報伝達促進事業 生鮮食料品流通における取引業務の効率化や、バリューチェーンの形成に必要な商品情報の共有化が可能となる、流通BMS（流通ビジネスメッセージ標準）を導入するための関係者による検討会を開催するとともに、導入効果を検証するための実証及び普及活動を行う。</p> <p>3 加工食品製造・流通指針策定事業</p> <p>(1) 食品業界による自主的な食品表示の取組推進 新たな食品表示制度への円滑な移行を図るため、表示の実態調査を踏まえた原料・商品規格書の統一様式及び記載方法等ガイドラインの案を策定し、その実行可能性について調査・普及を行う。また、IT技術を活用した適正表示のためのシステム構築の検討を行う。</p> <p>(2) 加工食品品質等指針作成 健康食品の定義や表示の在り方等について、検討会を開催し、業界統一基準の食品ガイドラインを作成した上で、食品関連事業者等に向けた、普及セミナーの開催及びアンケート調査を行う。</p>	<p>19 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>
<p>(3) 災害に強い食品サ</p>	<p>近い将来、首都直下地震及び南海トラフ地震の発生が懸念される地域において、震災時にも円滑な食料供給を可能とするた</p>	<p>20 食料産業局長が別に定める者から公募によ</p>

<p>プライチ ューン構 築事業</p>	<p>め、食品産業事業者等の連携・協力等に基づく、震災を想定した食料供給の実証を行う。</p>	<p>り選定された団体</p>
<p>(4) 卸売市場 間ネット ワーク形 成推進事 業</p>	<p>低温保管倉庫、簡易式低温配送施設について、リース方式で導入する（更新を除く。）。</p>	<p>21 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>
<p>(5) 食料品ア クセス環 境改善対 策事業</p>	<p>食料品の購入等が不便・困難な地域における、食料品へのアクセス環境の改善に向けた企画検討会の開催等の取組を行う。</p>	<p>22 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>
<p>5 産業化のた めの政策シ ーズの構築</p>		
<p>(1) 緑と水の 環境技術 革命プロ ジェクト 事業</p>	<p>1 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業 (1) 事業化可能性調査 農林漁業者と異業種の事業者との連携により市場ニーズに即した新商品や新たなサービスを創出するための事業化可能性調査を実施する。 (2) 新技術等の事業化実証 農林漁業者と異業種の事業者との連携により、市場ニーズに即し、事業化が見込まれる新商品や新たなサービス等について、実用化に向けた新技術等の実証を行う。</p>	<p>23 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>
	<p>2 新需要創造支援事業 (1) 新需要創造フロンティア育成事業 ①新食品・新素材に関するグランドデザインの検討及び提供 新食品・新素材について、その画期的な利用方法や、機能性成分などの有効性や安全性に関する最新の情報、想定される商品形態や市場規模等の情報を産地や民間企業等に提供する。 ②有効性・安全性の検証 新食品・新素材について、その機能性成分の有効性や安全性について検証を行う。</p>	
	<p>(2) 成分保証・分別管理システム確立推進事業 原料に一定の機能性成分などが含まれることを保証し、又は原料に新品種以外の品種の混入を防止すること等により、高品質な新食品・新素材を安定供給するシステムを確立するための取組を実施する。</p>	
	<p>(3) ばれいしょの特性をいかした6次産業化の推進 ジャガイモシストセンチュウ抵抗性を有し、かつ6次産業化の推進に効果のあるばれいしょの特性をいかした料理、加工品等の開発を行うための検討会の開催、ばれいしょ生産地における栽培適性を確認するための実証を行う。</p>	
	<p>3 AIシステム実証事業 AI（アグリインフォマティクス）システムを構成する要素技術のうち、実用化段階にあると考えられる技術について、農業現場における実証試験を行うとともに、検討会を開催し、実証試験結果の評価等を行う。</p>	

(2) 知的財産の総合的活用の推進事業

1 知的財産発掘・活用推進事業

(1) 全国段階

隠れた知的財産の魅力をブラッシュアップするため、知的財産発掘・活用推進協議会を通じて知的財産の新たな活用に向けたインフラ整備（知的財産に関する調査やデータベースの構築）等を行う。

(2) 地域段階

ブロック別に協議会を通して地域の優れた資源（地域特性を有する産品）と地域の魅力を引き出す取組を行うことにより地域活性化を推進する取組を行う。

2 地理的表示に係る高付加価値化推進事業

(1) 地理的表示活用調査

地理的表示が使用された地域特性を有する産品及び今後そのような産品に当たる可能性のある産品の現状等を把握・検証し、これらの産品の活用に向けて実践的なガイドラインの策定を行う。

(2) 地理的表示に関する品質管理基準等作成産地支援

地理的表示が使用された地域特性を有する産品について、産地が当該産品の品質管理基準を定めること等により産品の品質をより明確化し、産品の評価を高める取組を行う。

3 知的財産総合活用事業

(1) 知的財産活用事業

育成者権や栽培ノウハウ等の知的財産を総合的に活用し、地域ブランド産品の国内外における価値を最大限に高めることを目的として、事業に係る検討委員会を設置し、育成者権や栽培ノウハウ等の複数の知的財産を活用した地域産品のブランド化戦略やそれらを活用するための調査及び新たなビジネスモデルの構築についての取組を行う。

(2) 温暖化に対応した新品種の開発

国内外で温暖化に対応した品種を探索し、栽培・選抜を行い、野菜の新品種の開発を行う。

4 知的財産を活用した国際展開の推進

(1) 国際展開推進事業

我が国の地名等が海外で第三者によって商標出願・登録等されている問題へ対応するため、農林水産・食品知的財産保護コンソーシアムと独立行政法人日本貿易振興機構、弁理士会との連携を強化し、第三者による商標使用等についての情報共有や意識啓発のための説明会の開催、国内関係機関との情報共有体制の充実、中国等における第三者による商標登録の監視強化、海外展開食品企業の知的財産担当OB等を活用した国別担当者の設置などを行う。

また、IT化した栽培ノウハウと新品種、育成者権と商標といった知的財産をセットで保護することにより、ロイヤリティー収入を確保し、国際展開を目指す新たなビジネスの普及を実施する。

さらに、セット化されている商標が海外において第三者に使用されないよう監視を行う。

(2) 品種保護に向けたDNA品種識別技術実用化

我が国で育成された登録品種の権利侵害の場合において、適切な権利行使が可能となる環境整備を図るため、DNA品種識別技術の妥当性の検証及び実用化並びに産地判別技術の実用化を行うものとする。

24 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体

<p>(3) 植物新品種の育成者権保護及び種苗生産基盤等の強化・活用事業</p> <p>Ⅱ 農山漁村6次産業化対策整備事業</p>	<p>(1) 種苗生産改善協議会の開催 国内の種苗生産関係者である地方公共団体、農協、種苗業者等を参集し、種苗生産体制を強化するための協議会等を開催することにより、関係者間のマッチングによる種苗生産の受委託の促進を図るとともに、新たな採種地の開拓、種苗生産に係る問題点の解決等に向けた検討を行う。</p> <p>(2) 品種ニーズ調査の実施 特定の植物種類又は品種について、国内における種苗生産の適地を調査するとともに、当該地域の種苗生産農家及び種苗生産への参入を考えている農家等に対し、当該植物種類又は品種生産の可否について調査する。</p> <p>(3) 採種技術習得研修の実施 採種技術の維持・向上を図るため、採種の専門家を招聘し、国内の種苗生産農家及び種苗生産への参入を考えている農家等に対して研修を実施する。</p>	<p>25 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>
<p>1 農山漁村の所得増大対策</p>		
<p>(1) 6次産業化ネットワーク活動整備事業</p> <p>2 再生可能エネルギーの導入促進</p> <p>(1) 地域バイオマス産業化整備事業</p>	<p>農林漁業者団体が県域を越えて多様な事業者と連携して行う6次産業化の取組等、あるいは農林漁業者団体等と中小企業者が県域を越えて多様な事業者と連携して行う6次産業化の取組について、農林水産物の加工・販売施設や農林漁業用機械等の整備を行う。</p> <p>バイオマス産業都市構築を推進するための構想に位置づけられた事業化プロジェクトの推進に必要なバイオマス利活用施設等の整備を行う。</p>	<p>26 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p> <p>27 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>

別表2（第5関係）

農山漁村6次産業化対策事業に係る事業承認者

事業実施主体の区分	事業承認者
6次産業化サポート事業の事業実施主体	食料産業局長
6次産業化ネットワーク活動推進事業の事業実施主体	
特定の地方農政局の管轄区域（注）に所在する事業実施主体	地方農政局長
沖縄県に所在する事業実施主体	沖縄総合事務局長
北海道に所在する事業実施主体	北海道農政事務所長
医福食農連携推進環境整備事業の事業実施主体	食料産業局長
輸出総合サポートプロジェクト事業の事業実施主体	食料産業局長
食品産業グローバル展開インフラ整備事業の事業実施主体	食料産業局長
輸出に取り組む事業者向け対策事業のうちジャパン・ブランドの確立に向けた取組への支援の事業実施主体	食料産業局長
輸出に取り組む事業者向け対策事業（うちジャパン・ブランドの確立に向けた取組への支援を除く。）の事業実施主体	
輸出を促進しようとする製品の主な産地等が特定の地方農政局の管轄区域（注）に所在する地域規模団体	地方農政局長
輸出を促進しようとする製品の主な産地等が北海道に所在する地域規模団体	北海道農政事務所長
輸出を促進しようとする製品の主な産地等が沖縄県に所在する地域規模団体	沖縄総合事務局長

	広域規模団体	食料産業局長
	米輸出特別支援事業の事業実施主体	生産局長
	畜産物輸出特別支援事業の事業実施主体	生産局長
	日本食・食文化の普及支援事業の事業実施主体	食料産業局長
	農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業の事業実施主体	
	再生可能エネルギー発電事業を行おうとする地域が北海道にあり、農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業に取り組む事業実施主体	北海道農政事務所長
	再生可能エネルギー発電事業を行おうとする地域が沖縄県にあり、農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業に取り組む事業実施主体	沖縄総合事務局長
	再生可能エネルギー発電事業を行おうとする地域が特定の地方農政局の管轄区域（注）にあり、農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業に取り組む事業実施主体	地方農政局長
	その他の事業実施主体	食料産業局長
	小水力等再生可能エネルギー導入推進事業のうち小水力等農村地域資源活用促進事業又は小水力等発電導入技術力向上地方研修事業の事業実施主体	
	北海道に所在する事業実施主体及び独立行政法人水資源機構	農村振興局長
	沖縄県に所在する事業実施主体	沖縄総合事務局長
	その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
	小水力等再生可能エネルギー導入推進事業のうち小水力等発電導入技術力向上中央研修事業又は省エネ型集落排水施設実証事業の事業実施主体	農村振興局長
	バイオ燃料生産拠点確立事業の事業実施主体	

バイオ燃料製造所等が北海道に所在する事業実施主体	北海道農政事務所長
バイオ燃料製造所等が沖縄県に所在する事業実施主体	沖縄総合事務局長
バイオ燃料製造所等がその他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
地域バイオマス産業化支援事業の事業実施主体	
地域段階の事業実施場所が北海道である事業実施主体	北海道農政事務所長
地域段階の事業実施場所が沖縄県である事業実施主体	沖縄総合事務局長
地域段階の事業実施場所がその他の都府県である事業実施主体	地方農政局長
全国段階の事業を実施する事業実施主体	食料産業局長
食品ロス削減等総合対策事業の事業実施主体	
特定の地方農政局の管轄区域（注）に所在しており、食品ロス削減国民運動の展開事業のうちフードバンク活動等の推進事業又は新たな食品リサイクルループの構築事業のうちエネルギー化と肥料化の食品リサイクルループ構築事業に取り組む事業実施主体	地方農政局長
沖縄県に所在しており、食品ロス削減国民運動の展開事業のうちフードバンク活動等の推進事業又は新たな食品リサイクルループの構築事業のうちエネルギー化と肥料化の食品リサイクルループ構築事業に取り組む事業実施主体	沖縄総合事務局長
北海道に所在しており、食品ロス削減国民運動の展開事業のうちフードバンク活動等の推進事業又は新たな食品リサイクルループの構築事業のうちエネルギー化と肥料化の食品リサイクルループ構	北海道農政事務所長

	築事業に取り組む事業実施主体	
	その他の事業実施主体	食料産業局長
	食品の品質管理体制強化対策事業の事業実施主体	食料産業局長
	食料品バリューチェーン構築支援事業の事業実施主体	食料産業局長
	災害に強い食品サプライチェーン構築事業の事業実施主体	食料産業局長
	卸売市場間ネットワーク形成推進事業の事業実施主体	食料産業局長
	食料品アクセス環境改善対策事業の事業実施主体	食料産業局長
	緑と水の環境技術革命プロジェクト事業の事業実施主体	食料産業局長
	知的財産の総合的活用の推進事業の事業実施主体	食料産業局長
	植物新品種の育成者権保護及び種苗生産基盤等の強化・活用事業の事業実施主体	食料産業局長
	6次産業化ネットワーク活動整備事業の事業実施主体	
	事業実施場所が北海道である事業実施主体	北海道農政事務局長
	事業実施場所が沖縄県である事業実施主体	沖縄総合事務局長
	事業実施場所がその他の都府県である事業実施主体	地方農政局長
	地域バイオマス産業化整備事業の事業実施主体	
	事業実施場所が北海道である事業実施主体	北海道農政事務局長
	事業実施場所が沖縄県である事業実施主体	沖縄総合事務局長
	事業実施場所がその他の都府県である事業実施主体	地方農政局長

(注) 地方農政局の管轄区域は、農林水産省組織令第91条に定める管轄区域である。